

警視庁警備実施要則

昭和 39 年 1 月 10 日
都公委規程第 1 号

警視庁における警備実施については、警備実施要則（昭和 38 年 11 月国家公安委員会規則第 3 号）の定めによるほか、必要な事項は警視総監が定めるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 39 年 2 月 1 日から施行する。

（廃止規定）

- 2 警視庁警備規程（昭和 30 年 2 月 8 日東京都公安委員会規程第 2 号）は、廃止する